

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第31、議案第47号、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長、岡部君

政策企画課長（岡部 登）

議案第47号、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についての提案説明を申し上げます。

中讃ふるさと市町村圏基金を、平成27年4月1日をもって廃止することに伴う、財産の処分をすることについてでございます。

中讃ふるさと市町村圏基金条例、第2条第1項に規定する「基金の額」10億円及び、第4条に規定する「運用益金の処理」として運用から生ずる収益の内、基金に編入されたものについて、中讃広域行政事務組合規約、第13条に基づき、同規約、第11条第4項に定める割合に応じて、多度津町に返還されるものであります。

内容と致しましては、基金の額が1億899万円と、運用収益額604万9,983円、合計1億1,503万9,983円となります。

このことについて、地方自治法第289条の規定により、関係市町と協議の上、財産処分することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第47号、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。